

# 自衛隊をどうする？

練馬区 板橋光紀

町中で世論調査を行い、いきなり「日本人は本当に国を守る気概を持つべきか、持たざるべきか？」とか、「自分の家の戸締まりぐらいは自分ですべきか、否か？」などと単略的な設問をなげた場合、返えて来る答えの多くは「国防は当然のこと」であろうし、「全く不必要」と答える人は少数であらうと思う。

しかし広島や長崎の原爆被災の記録映画などを見せた後で設問を変えて、

- (1) 磐石の態勢を構築して祖国を守る必要があるか？
- (2) 武力によらない手段で世界の平和を構築する努力をすべきか？

と問うた場合、私は後者の(2)を支持する人の方が多いであろうと想像している。答えに温度差を表現したい人も居るだろう。

つまり設問の文言によつて、又調査時点の環境によつて調査時点の環境によって調査結果が右に振れたり左に揺れたりし勝ちになると思われる。中東や東アジアに引き続き緊張する場面は残っているものの、ソ連が崩壊し、世界的に軍縮の方向へ進んでいる現在、平均的な日本人の間では「戦争」とか「軍隊」という言葉が日本人には無縁で有るかのような感覚になっているのではなからうか。国民の多数が「平和ボケ」の症状を呈していると思う。

長い間平和であるが故のボケ症状であるなら、彼らが戦争や軍隊に関して無関心であることを責めるわけにもいかない。私自身もこれからの時代は二国間或いは多国間で正規軍同士が激突する様な場面は無いと見て居る。半世紀前の太平洋戦争で日本が無条件降伏して以来、世界各地で大小の戦闘が発生したが、勝者と敗者がはっきりしている戦争は一つもない。唯一はつきりして居るのは戦争当事者の双方が例外なく損害を被っていることだけであらう。

しかし、私には楽観的な気持ちに成れない「心配事」が二つある。その一つは近々「有事法制」が決められること、「日米防衛協力」のガイドラインが固められること。それに沖縄に偏っている駐留米軍基地問題をこれ以上放って置けなくなったこと。問題はこれら国の根幹にかかわる重大な決定が、多数を占めるかも知れない「平和ボケ」的有権者の投票によって選ばれる政治家によって政党の鞍替え、小党乱立、政党間の離合集散、連立政権といった、どちらかと云えば異常な環境の中でよく議論もされぬまま「国民の大多数が心底から願っているものでない」ものに決められてしまうのではないかという心配である。

もう一つは他の省庁と同様に、防衛職員や自衛隊員が物資を購入したり役務を受注したりする「出入り企業」へ多数天下り、癒着による不正が横行しているばかりでなく、両者の既得権益獲得行為の激化によって防衛費の削減が進まないことと、既得権益確保の為に用いる彼らのプロパガンダが、ソ連の崩壊以後も声高に叫ばれている為に、あたかも日本は「新しい仮想敵国を捜し求めている」かのような印象を近隣諸国へ与えてしまっている点である。自衛隊の存在が平和を構築するのとは反対に、近隣諸国

との友好関係を損なう作用を発生させていると思う。政治に無関心な層に解ってもらう作業は簡単ではないが、今真心を込めて彼らに語りかけることは我々「少しは戦争を知っている」層だけに出来る役目ではないだろうか。傍観していれば将来きっと彼らにも恨まれるに違いない。

「有事法制」と「日米防衛協力のガイドライン」とは一部に深く関連する要素はあっても、これらは本質的には全く異なるテーマであり、各々個別に議論されねばならない。本稿では自衛隊に直接拘っている「有事法制」に集中したい。

主な先進国の有事法制をみると大きく分けて二種類あり、一つは「国民の権利を保障する法律の効力停止又はその適用制限」で、日本の国会議員等が、テレビ等で有事法制の必要性を説く時に用いられる「今は自衛隊員が緊急事態下で民有の農地や山林へ無断で立ち入ったり陣地を構築したりすることは出来ない・・・」に代表される、国民の私権主張をだまらせようとするもの。

もう一つは有事に対応する自衛隊が臨機応変、スムーズに活動出来るように「超法規的行動が許される」法的な根拠を与えようとするものである。

念の為に各国の有事法制の内容を羅列すると以下の様になる。前者は

- (1) 土地、建物等個人及び公共財産の徴用拒否制限。
- (2) 空港・港湾・道路・鉄道・電話回線等公共施設の民間使用制限と軍事目的使用の優先。
- (3) 軍需物資生産企業及び輸送業者等に対する役務拒否制限と勤務従業員の職場放棄制限。
- (4) 電波使用制限及び戦闘地域周辺での電子機器使用制限。
- (5) 情報公開制度の停止と報道及び取材活動の制限。
- (6) 地方自治体の行政命令履行義務。
- (7) 食糧・水・エネルギー資源等の消費制限。
- (8) 在日外国人の行動の制限。
- (9) 公立病院、消防署、警察等の協力義務。

となる。

後者の「超法規的行動を可能とする」法制は国によってまちまちだが、ほとんどの国では大統領や首相に「統帥権」を与え、議会等の承認を経ずに統帥者の判断で「何でも出来る」システムにしているところが多い。アメリカではベトナム戦争が泥沼化したことから、大統領が議会の承認のないまま軍隊を投入した場合90日以内に軍を撤退させることを義務づけるとかの「歯止め」的な措置を取っている国や、ドイツのように「あれはダメ」だが「これは好い」といったように詳細に規定して国家権力の乱用防止につとめている国もある。

日本の場合は憲法の制約で国に交戦権が無いわけだから、ドイツのように法律で「これはよい」とは絶対に謳えない筈で、従ってこの新法の文言は極めて抽象的なものになって出てくるに違いない。

考えられる要点としては、

- (10) 地震予知判定委員会に似たような国家安全保障委員会みたいなものが出来て、有事か否かを判定、首相に建言する。地震の大きさを表すマグニチュー